

所得税の確定申告 住民税の申告相談

問 所得税および復興特別所得税・消費税・・・大垣税務署 ☎78-4104
町民税・県民税・・・・・・・・・・税務課 住民税係 ☎22-7500

所得税の確定申告と住民税(町・県民税)の申告相談を行います。
必要な書類を事前に準備し、期間内に会場へお越しください。

▶と き／2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後5時
※土日祝日を除く

▶ところ／役場2階 西フロア(展望ラウンジ)

各地区でも申告相談を行います。

と き		ところ
2月22日(水)	午前9時～午後4時	岩手地区まちづくりセンター
2月24日(金)		府中地区まちづくりセンター
2月27日(月)		宮代地区まちづくりセンター
3月1日(水)		表佐地区まちづくりセンター
3月2日(木)		東地区まちづくりセンター
3月3日(金)		栗原地区まちづくりセンター

感染症対策にご協力ください

- ☐ 自宅で検温してください。37.5度以上の発熱がある場合は、来場を控えてください。
- ☐ マスクなどを着用し、入口などで手指の消毒をしてください。
- ☐ できる限り少人数でお越しください。



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

申告が必要か確認しましょう!

スタート

令和5年1月1日現在、垂井町
に住んでいましたか？

いいえ

垂井町での申告は不要です
令和5年1月1日現在の住所地に
確認してください。

はい

令和4年中にどのような収入がありましたか？

収入なし

同居親族の控除対象配
偶者・扶養控除対象者
になっていますか？

はい

※ 1

いいえ

※ 2

主に給与

給与収入が2,000万円
を超えていますか？

はい

※ 1

いいえ

主に公的年金

公的年金の収入が400万
円を超えていますか？

はい

※ 1

いいえ

主に営業・農業・不動産

所得金額が所得税の控除
合計額より多いですか？

はい

※ 1

いいえ

※ 2

所得金額が所得税の控除
合計額より多いですか？

はい

※ 1

いいえ

勤務先は1ヵ所だけで
年末調整は済んでいますか？
(複数あっても年末調整
で合算されている場合
は「はい」へ)

はい

※ 1

いいえ

※ 2

医療費控除・社会保険料
控除など追加の控除はあ
りますか？

はい

※ 2

いいえ

給与以外の所得があ
りますか？

はい

※ 1

いいえ

※ 2

勤務先から垂井町に
「給与支払報告書」が
提出されていますか？

はい

※ 2

いいえ

※ 1

給与以外の所得が20万円
を超えていますか？

はい

※ 1

いいえ

※ 2

公的年金以外の所得が
ありますか？

はい

※ 1

いいえ

※ 2

公的年金以外の所得が
20万円を超えています
か？ (個人年金など)

はい

※ 1

いいえ

※ 2

医療費控除・社会保険料
控除など追加の控除はあ
りますか？

はい

※ 2

いいえ

※ 3

※ 2

非課税所得のみ (遺族年金、障害年金、失業給付金など)

※ 1

判定結果

①	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告を提出すれば、町・県民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
②	町・県民税の申告が必要です。	所得税が源泉徴収されており、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
③	所得税の確定申告、町・県民税の申告は必要ありません。	※ 1 所得証明書などが必要な人や、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定や軽減、各種手当・助成金などの支給判定が必要な人は町・県民税申告が必要です。 ※ 2 所得税が源泉徴収されており、申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※このフローチャートは、一般的な例です。詳細は担当課へお問い合わせください。

所得税の確定申告・住民税の申告相談

次の書類を必ず準備してください。必要書類に不足や不備があると申告相談が受けられない場合があります。

○昨年の収入がわかるもの

給与・公的年金・退職所得などの源泉徴収票、農業・営業・不動産所得の収支内訳書、個人年金の支払証明書など

○控除の金額がわかるもの

生命保険料、地震保険料、社会保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの領収書または証明書、寄附金の受領書や証明書、その他控除を受けるために必要なもの

医療費控除を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。必ず事前に作成してください。

障害者控除の適用を受ける場合は、障がいの種別や等級(程度)の分かる手帳や、障害者控除対象者認定書が必要です。

○本人確認のため、(1)もしくは(2)を用意ください。

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)

(2) 番号確認書類(通知カードなど) + 身元確認書類(免許証や健康保険証など)

○「町・県民税申告のお知らせ」(はがき)または「確定申告のお知らせ」(はがき)【届いた人のみ】

○還付金が発生する場合は本人名義の預金口座番号がわかるもの

○その他必要な書類

※収支内訳書、医療費控除の明細書は国税庁ホームページにて印刷するか、役場で受け取ってください。

申告に必要な
持ち物をお忘れなく

所得税は収入(所得)がない場合は申告不要です。町・県民税は、前年(1月1日～12月31日)に得られた所得と諸控除について申告する必要があります。

この申告は、町・県民税の賦課資料となるだけでなく、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の基礎資料にもなります。

申告をしなかった場合、税関係証明書(所得証明や課税証明書など)の発行ができなくなったり、国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の支給、保育料決定や各種手当・助成金など、さまざまな行政サービスが適切に受けられないなど、不利益になる場合があります。

申告しないとうなるの？

青色申告、株式・土地・建物・先物取引・FX(外国為替証拠金取引)などの譲渡所得および贈与税の申告や、住宅借入金等特別控除を初めて申告する人、災害などで資産に被害を受けた場合の雑損控除がある申告は、大垣市民会館で申告してください。これ以外にも、大垣市民会館へご案内する場合があります。

役場・地区会場で相談受付ができない申告があります

税務署からのお知らせ

問 大垣税務署 ☎78-4104

住宅借入金等特別控除に関する 確定申告説明会(要予約)

▶と き/2月13日(月)～15日(水)

午前9時～午後5時

※土日祝日を除く

▶ところ/大垣市民会館3階

▶予約方法/大垣税務署へ電話で予約

税理士による無料税務相談所

▶と き/2月3日(金)～10日(金)

午前9時30分～正午、午後1時～4時

※土日を除く

▶ところ/イオンタウン大垣イースト棟2階
コミュニティホール

※イオンタウン大垣への電話によるお問い合わせは
ご遠慮ください。

入場整理券
配布